

○駒澤大学利益相反委員会規程

平成21年4月1日

制定

(目的及び設置)

第1条 駒澤大学（以下「本学」という。）は、専任教員（以下「教員」という。）が公的研究費及び産学官連携活動により行う教育・研究に関し、経済的な利益関係が想定される企業等との関わりについて調査・検討し、適切に管理することを目的として、本学に利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「利益相反」とは、教員が公的研究費及び産学官連携活動により行う教育・研究に関わる企業等からの経済的な利益を優先することによって、本学における公正かつ適正な職務の遂行が阻害される、又は阻害されるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。
- (2) 「公的研究費」とは、駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程第2条に定義する公的研究費をいう。
- (3) 「産学官連携活動」とは、駒澤大学受託研究に関する規程、駒澤大学学外共同研究に関する規程、駒澤大学奨学研究寄付金に関する規程又は駒澤大学寄付講座に関する規程にて実施する教育・研究をいう。
- (4) 「企業等」とは、国又は独立行政法人等の公的機関を除く、企業及び団体をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育・研究担当の副学長
- (2) 総務局長及び財務局長
- (3) 人文科学分野の教員 1人
- (4) 社会科学分野の教員 1人
- (5) 自然科学分野の教員 1人
- (6) 医学、医療分野の教員 1人
- (7) 専門知識を有する学外の委員 1人
- (8) 学術研究推進部長

2 前項第3号、第4号、第5号及び第6号の委員は、当該委員の所属する各学部等教授会

の了承を得て、学長が委嘱する。第7号の委員は、学長が委嘱する。

- 3 委員長は教育・研究担当の副学長とし、副委員長は総務局長及び財務局長とする。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員会は、必要に応じて、参考人として学内外の専門家等の出席を求めることができる。
- 5 委員会に幹事若干名を置く。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号を行う。

- (1) 利益相反の防止のための施策の策定
- (2) 第8条及び第9条に定める審査
- (3) その他、利益相反に関し必要な事項

(任期)

第5条 第3条第1項第1号、第2号及び第8号の委員の任期は、役職在任期間とする。

- 2 第3条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の意思決定は、出席委員の過半数の同意による。ただし、審査の判定方法は第8条に定める。

(教員の責務)

第7条 教員は、公的研究費及び産学官連携活動により行う教育・研究について、当該教育・研究に係る企業等からの経済的な利益関係が、次の各号に該当する場合には、利益相反自己申告書（様式第1号）をもって、利益相反に関連する事項を委員長に申告しなければならない。ただし、配分機関へ報告が必要とされている公的研究費については、次の各号に該当しない場合においても、利益相反自己申告書（様式第1号）にて、利益相反に関連する事項がないことを委員長に申告しなければならない。

- (1) 産学官連携活動の年間の合計受入額が同一組織（国又は独立行政法人等の公的機関を除く）から200万円を超える場合。
- (2) 当該教育・研究に係る企業等の株式（公開・未公開を問わない。）、出資金、スト

ックオプション又は受益権等を多寡に関わらず所有している場合。

- (3) 当該教育・研究に係る企業等からの収入（診療報酬を除く。）について、年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合。

（審査）

第8条 委員長は、前条の申告について、審査の要否を判断し、審査が必要と判断した場合に委員会に審査を要請する。ただし、委員長からの申告については、副委員長が審査の要否の判断及び審査の要請を行う。

- 2 委員会は、前項の委員長又は副委員長の審査要請に基づき、利益相反の管理の措置を含めて、その内容を審査し判定する。
- 3 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。
- 4 全員の合意が得られないときは、出席委員の3分の2以上をもって決し、少数意見を審査記録に記載する。
- 5 委員が、審査対象の申告をした教員の場合は、その審査に参加できない。また、委員長が、申告をした教員の場合は、副委員長が議長を代行する。
- 6 教員は、委員会の求めに応じて出席し、申請内容等を説明し、また、意見を述べることができる。
- 7 委員長は、審査終了後、速やかにその審査結果を学長に報告するとともに、教員に通知する。
- 8 学長は、前項の審査結果を必要に応じ関係機関に報告するものとする。
- 9 委員長は、審査記録を、研究終了後5年間保存しなければならない。

（異議申し立て）

第9条 教員は、委員会の審査結果に不服がある場合は、異議申立書（様式第2号）をもって、委員長に異議申し立て、再度審査を要請することができる。

- 2 委員長は、前項の異議申し立てがあった場合は、委員会を招集する。委員会は、再度審査を行い、再審査結果を学長に報告するとともに、教員に通知する。

（利益相反アドバイザー）

第10条 委員会は、専任教職員からの相談に応じるアドバイザーを選任することができる。

- 2 アドバイザーは、利益相反に専門知識を有する専任教職員の中の複数人とする。
- 3 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（公開）

第11条 この規程、委員会の構成及び議事の内容は、個人情報を除き、原則として公開す

るものとする。

2 前項にもかかわらず非公開とする場合は、その理由を開示する。

(守秘義務)

第12条 委員は、委員会で知り得た個人情報について、機密を厳守しなければならない。

(事務所管)

第13条 委員会の事務所管は、学術研究推進部とする。

(細則)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号から第7号までの委員及び第10条の利益相反アドバイザーの任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略